

農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進事業による利用権設定申出書）

(宛先) 今治市長

年 月 日

以下の計画について合意します。

1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A) 借り手				(氏名又は名称)					(住所)										
										電話番号 ()										
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B) 貸し手				(氏名又は名称)					(住所)										
									電話番号 ()											
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)				備考
土地の表示					利用権の種類	内容	栽培作物名	始期	存続期間(終期)	借賃(年間)		借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印				
所在	地番	現況地目	面積(m ²)	貸し手の持つ権原の種類						107-ル当たり	当該当地借賃						円	円		
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				
		田畑樹園地		所有権貸借権その他	使用貸借権貸借権その他	田畑樹園地		年 月 日	年 月 日			口座振込持参その他	使用貸借賃貸借その他			所有権貸借権その他				

- (記載注意) (1) (C) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (2) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用等)を記載する。
- (3) (D) 欄の「始期」は、毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日のいずれかとする。
- (4) (D) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (5) (F) 欄は、(B) 欄の権原者がいないときは記入を要しない。

担 当 集 積 促 進 員	
---------------------------------	--

※貸し手と借り手の結び付けを行った場合に署名してください。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(6) 転賃又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上で甲の承諾を得なければ、目的物を転賃、又は利用権を譲渡してはならない。

(7) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法第609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(8) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(9) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(11) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物にかかる農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物にかかる土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(12) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(13) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時にその増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(14) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(15) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

※ 解除条件付(農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による)賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下のように記載する。

(17) 解除条件付賃借の場合の追加事項

① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃借借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に市に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

③ 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれかが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

④ 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 賃借が終了した場合の原状回復

賃借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を現状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責に帰さない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し契約期間の残存期間に相当する賃借料の金額を違約金として支払う。

農用地利用集積計画により賃借権等の設定を受ける者の農業経営の状況等（個人用）

整理番号	氏名又は名称			性別			男・女	年 齢	才	農作業従事日数				
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（A） (㎡)	現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） (㎡)			主たる経営作目（C）			世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（D）			主な家畜の飼養の状況（E）		主な農機具の所有の状況（F）		日
														世帯員（構成員）
農地	田	農地	田	男	人	農業専従者		人日	種類	数量	人	トラクター		
						(人)	田植機							
	畑		畑			人	コンバイン							
	樹園地		樹園地	女	人	農業補助者					(人)	動力噴霧器		
											人	トラック		
											(人)	運搬車		
採草放牧地		採草放牧地												

- (記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記入する。
- (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記入する。
- (4) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記入する。
- (5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

農用地利用集積計画により賃借権等の設定を受ける者の農業経営の状況等（法人用）

整理番号		法人の名称														
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（A） (㎡)			現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） (㎡)			賃借権の設定を受ける法人の事業の状況（C）						主な家畜の飼養の状況（F）		主な農機具の所有の状況（G）		
						事業の種類										
								農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業内容		種類	数量	種類	数量
						現	在									
		権利取得後														
農地 田 畑 樹園地			農地 田 畑 樹園地			事業の実施状況及び事業計画										
						農業			左記以外の事業							
						3年前										
						2年前										
						1年前										
						初年度										
						2年目										
3年目																
賃借権の設定を受ける法人の構成員の状況（D）																
氏名・名称		議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容									
			権利の種類	面積(㎡)	前年実績	見込み										
賃借権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況（E）																
氏名		住所			年間農業及び年間農作業従事状況											
					農業従事日数		農作業従事日数									
					前年実績	見込み	前年実績	見込み								

農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

- (記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄は、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。